

件名	柏崎刈羽原子力発電所第5号機第11回定期検査及び定期事業者検査計画書
通報日	平成17年6月10日
概要	<p>1. 概要</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>定期事業者検査は、原子力発電所の安全・安定運転を維持するために、定期的にプラントを停止し発電所における特定電気工作物に関して、経済産業省令に定められている技術基準に適合することを確認する。なお、定期検査は、経済産業省令に定められている事項について、定期事業者検査に検査官（検査員）が立ち会い、又は定期事業者検査の記録を確認することにより行われる。</p> <p>さらに、プラントの安全・安定運転を継続させるため、運転経験（運転実績、故障実績、トラブル経験、信頼性情報、定期安全レビュー結果）、経年劣化傾向及びリスク情報等の各種科学的知見を考慮して、保守管理の妥当性を評価し、評価結果に基づき、これを継続的に改善していくものである。</p> <p>(2) 主要項目</p> <p>a. 検査</p> <p>定期検査として54件の検査を受ける。</p> <p>b. 燃料取替（172体の予定）</p> <p>c. 主要改造工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5号RPVシュラウド溶接線予防保全工事</li> </ul> <p>2. 計画工程（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年7月4日～平成17年10月6日（95日間）</li> <li>・平成17年11月2日 総合負荷性能検査予定</li> </ul>